

## ふくしま FSC 認証協議会規約

### (目的)

- 第1条 (1)このふくしま FSC 認証協議会は、構成員である認証グループ員相互の協力により、FSC から森林認証を受けたそれぞれが所有及び管理する森林について、認証基準とおりの森林経営と管理を通じて〔持続可能な森林経営・管理〕を実現する事を目的とする。
- (2)FSC 認証取得を通じて、一般社団法人モクティ倶楽部の活動趣旨に賛同しサプライチェーンを構築し、福島県内の再造林率を高め次世代に継承できる森林資源を確保する事を目的とする。

### (名称)

- 第2条 この協議会は、一般社団法人モクティ倶楽部の関連組織で〔ふくしま FSC 認証協議会〕(以下〔本会〕という。)と称する。

### (所在)

- 第3条 本会の事務所は、福島県本宮市本宮字作田台 68-1 一般社団法人モクティ倶楽部事務局内に置く

### (構成員)

- 第4条 本会は福島県内に森林を所有または管理し、FSC 管理基準、森林管理計画及び当規約を遵守する事を文書により表明した法人または個人、団体及び行政機関で構成する。
- (別紙 1 [名簿]、別紙 2 [組織図])

### (管理責任者)

- 第5条 本会に FM 認証管理責任者をおく。FM 認証管理責任者は、ふくしま FSC 認証協議会長とする。任期は 2 年として再任を妨げない。

### (役員)

- 第 6 条 本会に次の役人をおき、総会の承認を経て FM 認証管理責任者が構成員の中から任命する。任期は 2 年とし、再選を妨げない。

- (1) FM 認証管理責任者 1 名
- (2) FM 認証副管理責任者 2 名
- (3) FM 認証事務局長 1 名
- (4) FM 認証事務局次長 1 名
- (5) FM 認証会計管理者 1 名
- (6) FM 認証グループ監事 2 名

### (管理責任者の業務)

- 第 7 条 FM 認証管理責任者の業務は、次の通りとする。

- ① 本会を代表して会務を総括すること。
- ② 認証及び森林管理計画の維持に関すること。

- ③ 構成員の入会及び脱退、除名に関すること。
- ④ FM 認証グループマニュアル（FM 認証グループ規約、森林管理計画書、森林作業共通仕様書、モニタリング実施要領等）の作成に関すること。
- ⑤ FM 認証グループ業務を統括し、基準遵守を指導、指示すること。
- ⑥ 基準不適合事項の改善対策に関すること。
- ⑦ マーケティングに関すること。
- ⑧ その他目的達成のために必要な事項に関すること。

（副管理責任者の業務）

第8条 FM 認証副管理責任者の業務は、会長に事故あるときはその業務を代行する。

（事務局長の業務）

第9条 FM 認証事務局長の業務は、本会の FM 認証取得業務全般を行うこと。

（事務局次長の業務）

第10条 FM 認証事務局次長の業務は、事務局長を補佐し、FM 認証取得業務全般を補佐すること。

（会計管理者の業務）

第11条 FM 認証会計管理者の業務は、認証取得維持に関する会計業務全般をおこなうこと。

（監事の業務）

第12条 FM 認証グループ監事の業務は、本会の事業内容、経理の監査、FSC 要求事項に関する内部監査（別紙「**内部監査手順**」を参照）及び内部監査報告書・是正措置要求書の作成を行うものとする。

（構成員の業務並びに責務）

第13条 構成員の業務は、次の通りとする。

- (1) 基準等を遵守したサイト内の森林管理に関すること。
- (2) 国内法令を遵守した事業体経営等に関すること。
- (3) 収穫物の販売（協議会販売指針の遵守）に関すること。
- (4) FM 認証管理責任者からの伝達文書の收受

- (5) FM認証管理責任者への業務内容及び認証森林の異動等の報告
- (6) 森林組合長にあっては、自らのサイト管理規約を作成し、その構成員との間で規約を遵守することを、文書によって合意すること。(個人契約によるFM認証材としての販売禁止) ※法人または個人、団体及び行政機関の責任者も森林組合長と同じ業務を行うこととする。
- (7) 協議会会員は、FSC認証材を認証木材のサプライチェーン原則に従い販売及び管理をしなければならない。(非認証材としての販売禁止)  
(会員はやむを得ず非認証材として認証材を流通させる場合は、所定の様式により協議会会長を通じて、モクティ倶楽部理事会の承認を得てから行われなければならない。)
- (8) 協議会会員は、FSC認証木材の販売履歴を毎年の認証更新に合わせてモクティ倶楽部に所定の様式により報告しなければならない。
- (9) 協議会会員は、施業を委託する場合、CoC認証を取得していない業者に委託してはならない。但し会員が施業者を直接管理下に置く場合はその限りでない。(認証時に事前登録事業者のみ)
- (10) 業務内容は適切な記録及び文書化を行い、引き継ぎの際に混乱を生じさせないこと

#### (会議)

- 第14条 本会の会議は、総会（年1回以上）とし、FM認証管理責任者が招集し議長となる。
- 2.会議は構成員の半数以上の出席がなければ成立しない（リモート会議も同じとする。）
  - 3.会議議事は、出席者の過半数で決し、同数の場合はFM認証管理責任者が決する。
  - 4.会議議事録は、議長が議事録署名人2名を指名しFM認証事務局次長が作成することとする。

#### (議決事項)

- 第15条 総会において議決する事項は次の通りとする。
- (1) 経費に関すること。
  - (2) 事業計画及び実績に関すること。
  - (3) 予算及び決算に関すること。
  - (4) FM認証マニュアル（FM認証規約、森林管理計画書、森林作業共通仕様書、モニタリング実施要項等）の改廃に関すること。
  - (5) 重要な基準不適合事項対策の承認に関すること。

(入会、脱退及び除名)

- 第16条 (1)本会に入会しようとする者は、FM 認証管理責任者に [入会申請書] (様式 1 号) 及び [FM 認証グループ規約等遵守誓約書] (様式 2 号)、その他関係書類を提出する。FM 認証管理責任者は [入会資格チェックリスト] (別紙 3) により確認し、入会要件に適合している場合は、モクティ倶楽部理事会の承認を得たのちに入会を承認し、入会承認書を (様式第 3 号) により通知するとともに、サイト登録台帳 (別紙 4) を作成する。なお入会しようとする者が管理するすべての森林の一部を除いて入会する場合は、その旨を説明する説明書を提出しなければならない。
- (2) 本会を脱退しようとする者は、脱退届出書 (様式第 4 号) を提出し、FM 認証管理責任者が、モクティ倶楽部理事会に通告し理事会承認を得た後に、脱退承認書 (様式第 5 号) により通知する。
- (3) FM 認証管理責任者は、次のいずれかに該当する場合、モクティ倶楽部理事会の承認を得て、構成員を除名する事が出来る。除名する場合は、その理由を付して通知する。(様式第 6 号) また、モクティ倶楽部理事会は不適格者を FM 認証管理者に勧告する事が出来る。
- ① 不適合事項に対する改善措置を行わない場合。
  - ② F S C 認証ロゴマークの不正使用、表示違反があった場合。
  - ③ 負担金等を納付期日までに支払わなかった場合。
  - ④ モクティ倶楽部の活動方針である、共創と協業の方針に反する販売行為があった場合。(モクティ倶楽部及び FM 認証管理責任者に無断で FSC 認証木材を非認証木材として販売した場合等。)
- (4) FM 認証管理責任者は、構成員の入会、脱退、除名及び認証森林面積の変更等があった場合は、その 1 か月以内に契約の認証機関に通知する。(様式第 7 号)
- (5) 脱退承認及び除名通告を受けた構成員は、直ちに FSC 及びウッドマークの名称、その他認証に付随するロゴマーク等の使用を中止し、認証証明書類を FM 管理責任者に通知後 2 週間以内に返却すること。
- (6) 本会における FM 認証管理の最大数は協議会会員 18 社 (事業体)、認証面積は 50,000ha とする。

(文書管理)

- 第17条 FM 認証管理責任者の管理する文書は、保存文書一覧 (別紙 5) とし、管理方法は、つぎのとおりとする。

- (1) 保存文書一覧の原本を管理し、常に最新のものを維持すること。
- (2) 文書の更新があった場合は、速やかに構成員に配布すること。(メールでの配布を可能とする。)
- (3) 構成員への文書の配布は、文書受払簿(別紙6)に記録すること。
- (4) 文書管理の情報を公開すること。

(会計・経費)

第18条 本会の毎年度の経費及び認証経費は、各サイトからの年会費と負担金をもって充てる。(不足の場合は、一般社団法人モクティ倶楽部の本会計から繰入することができる。)

- (1) 年会費
- |                  |          |
|------------------|----------|
| ① 森林組合、企業会員、行政機関 | 30,000 円 |
| ② 共有林所有者         | 10,000 円 |
| ③ 個人会員           | 3,000 円  |

(2) 負担金 認証面積あたりの負担金は以下の通りとする。

- |                      |           |
|----------------------|-----------|
| ① 5ha 未満は            | 25,000 円  |
| ② 5ha 以上 20ha 未満     | 50,000 円  |
| ③ 20ha 以上 100ha 未満   | 100,000 円 |
| ④ 100ha 以上 1000ha 未満 | 150,000 円 |
| ⑤ 1000ha 以上          | 200,000 円 |

(3) 年度途中で脱退又は除名処分された場合は、納入された、年会費、負担金の返金はしない。

(4) 会費の納入期限は毎年5月末日までとし、負担金納入は認証取得月または更新月の翌月末までに納入することとする。

(事業年度)

第19条 事業年度は、毎年5月1日より翌年4月30日までとする。

(事務局)

第20条 本会に事務局を設け、一般社団法人モクティ倶楽部内に置く。

(その他)

第21条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、FM認証管理責任者が、モクティ倶楽部理事会の承認を得て、別に定める。

附則 この規約は令和5年5月1日から施行する。  
令和6年3月12日 第13条に項目(6)(7)(8)を加筆追記。